

平成27年6月25日

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲 殿

長崎県諫早警察署長

貴組合の要望に対する回答について

本年5月20日付文書で要望のあった件について、下記のとおり指導を行いましたのでお伝えします。

記

1 指導の経緯

この度、当時の一部の交通課事故捜査員において柔道整復師作成にかかる証明書の取扱いに関して徹底がなされていなかったことが判明致しましたので、即日、改めて当署交通課事故捜査員全員に対して指導を行ったところであります。

2 指導内容

○ 当署におきましては、これまでも長崎県警察本部交通指導課から柔道整復師作成にかかる証明書の提出がなされた際には、これを受理するよう指導を受けております。

○ 上記指導を受け、その都度、各事故捜査員に対して指導を行っておりますが、今回の事案を受け、改めて指導したところであります。

3 今後、同種事案が発生することがないように指導を徹底して参りますので、貴組合におかれましては、ご協力をお願い申し上げます。